

添付法令資料 2 :

インドネシア人移住労働者の配置に係る庶民信用（KUR）の技術ガイドラインに関する2025年8月29日付インドネシア共和国移住労働者保護大臣／インドネシア共和国移住労働者保護庁規則No. 18（目次）

同日施行

第 1 章	総則（第 1 条及び第 2 条）
第 2 章	インドネシア人移住労働者の配置に係る庶民信用の受領者
第 1 節	要件（第 3 条）
第 2 節	権利及び義務（第 4 条ないし第 6 条）
第 3 章	インドネシア人移住労働者の配置に係る庶民信用の分配者
第 1 節	要件（第 7 条）
第 2 節	権利及び義務（第 8 条及び第 9 条）
第 4 章	インドネシア人移住労働者の配置に係る庶民信用の分配メカニズム
第 1 節	通則（第 10 条）
第 2 節	インドネシア人移住労働者の配置に係る庶民信用の借入額（第 11 条ないし第 13 条）
第 3 節	インドネシア人移住労働者の配置に係る庶民信用の申請及び期間（第 14 条ないし第 18 条）
第 5 章	監視、評価及び報告（第 19 条及び第 20 条）
第 6 章	経過規定（第 21 条）
第 7 章	終則（第 22 条）